

独立行政法人日本学生支援機構が保有する 国際交流会館等の処理方針について

平成26年8月25日

文部科学省

国際交流会館等とは

国際交流会館等の設置の目的、経緯

○目的

留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他学生生活を支援するとともに在館留学生相互の交流及びその他の学生と、地域住民、ボランティア等との交流事業を実施することによって、学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的として設置。

○設置の経緯

「留学生受入れ10万人計画」()の推進にともない、留学生の援助・交流の推進の観点から、留学生関連公益法人である(財)日本国際教育協会、(財)内外学生センター、(財)国際学友会の各公益法人において、すでに整備されていた学生宿舎の留学生宿舎への転用、及び新たな設置がなされた。

昭和58年(1983年)当時の中曽根内閣総理大臣により、平成12年(2000年)までに10万人の留学生の受入れを目指すこととされたもの。

【各会館の設置年度】

昭和40年	駒場国際交流会館 (旧日本国際教育協会)
	大阪第一国際交流会館 (旧日本国際教育協会)
昭和47年	仙台第二国際交流会館 (旧国際学友会)
平成元年	祖師谷国際交流会館 (旧日本国際教育協会)
平成3年	福岡国際交流会館 (旧内外学生センター)
平成6年	仙台第一国際交流会館 (旧内外学生センター)
平成9年	大阪第二国際交流会館 (旧内外学生センター)
	金沢国際交流会館 (旧内外学生センター)
平成11年	兵庫国際交流会館 (旧日本国際教育協会)
平成12年	札幌国際交流会館 (旧内外学生センター)
平成13年	広島国際交流会館 (旧内外学生センター)
	東京国際交流館 (旧日本国際教育協会)
	大分国際交流会館 (旧内外学生センター)
平成16年	(独)日本学生支援機構(JASSO)の設置に際し、留学生支援関係公益法人も含めた改組を行い、全ての国際交流会館等を各公益法人からJASSOへ移管

※各会館の名称はJASSOへの移管時点
※()内は移管前の所有法人(移管時点の名称)



留学生交流に関する政府の基本的な方針

「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「2020年までに外国人留学生を倍増（「留学生30万人計画」の実現）」

⇒我が国の大学等における外国人留学生数：135,519人（2013年5月現在）

(2) 施策の主な進捗状況

（日本人留学生/外国人留学生の大幅拡充のための環境を整備）

（略）2020年までの外国人留学生の倍増（「留学生30万人計画」の実現）に向け、昨年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を決定した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

② グローバル化等に対応する人材力の育成強化

（略）留学生30万人計画の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、国内外の学生が交流する宿舎・交流スペース等の整備の支援を行うとともに、国内外の学生が交流する機会等の創出、海外拠点や就職支援に係るプラットフォームの構築、日本語教育の推進等の受入れ環境の支援を強化する。

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

大学の徹底した国際化²⁴、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行うとともに、大学改革を推進する。

24 英語による授業の促進、文系・理系の垣根のないリベラル・アーツ教育の強化等に加え、官民協力による若者の海外留学環境の整備、外国人留学生の受入れを推進。

日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

- ・海外留学の促進や外国人留学生との学び合い・協働、大学等の国際化や質の高い大学院教育の提供、秋季入学に向けた環境整備などを、産学官が一体となって、積極的に推進していく必要がある。
- ・「留学生30万人計画」の実現を目指し、大学等の国際化に向けた体制整備、奨学金等の経済的支援、海外拠点を活用した留学フェア等の実施、外国人留学生に対する生活・就職支援等の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。



優秀な留学生の確保のためにも住環境の整備が必要である

国際交流会館等の取扱いに関する近年の政府の方針

行政刷新会議による事業仕分け及び同結果を踏まえた閣議決定

平成22年4月 **事業の廃止**(ただし、現在の入居者に配慮すること。)

【事業仕分け】

平成22年12月 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

【閣議決定】

- 講ずべき措置: 留学生宿舍等(国際交流会館の設置・運営の廃止)
- 具体的内容: 大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。

平成23年度入札 → 平成24年3月までに保有する13館のうち7館を売却／6館は応札なし

【売却済みの7館】

仙台第一国際交流会館	東北大学	大阪第一国際交流会館	関西大学、大阪大学
仙台第二国際交流会館	東北大学	大阪第二国際交流会館	大阪経済大学
祖師谷国際交流会館	上智大学	広島国際交流会館	広島修道大学
駒場国際交流会館	東京大学		

平成24年1月 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」

【閣議決定】

「やむを得ない事情により売却が困難な会館については、廃止の進め方について現行(注:第2期)中期目標期間中に結論を得る。」(第2期中期目標期間:平成21年度~25年度)

平成25年1月 「平成25年度予算編成の基本的方針」

【閣議決定】

「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、(中略)当面凍結し、(中略)独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。」

平成25年12月 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」

【閣議決定】

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。」

平成25年度入札 → 応札なし

【未売却の6館】

札幌国際交流会館	兵庫国際交流会館
東京国際交流会館	福岡国際交流会館
金沢国際交流会館	大分国際交流会館

論点と対応方針

平成25年12月 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」【閣議決定】

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、**平成26年夏までに結論を得る。**」

未売却6館の原因分析

○土地及び建物の権利関係が複雑

- ・自治体所有の土地に建築(全館。東京の土地の半分はJASSOの所有)
- ・建物が自治体との合築(札幌、金沢、福岡)

○投資効果とニーズが合致せず

- ・用途制限(留学生交流の場としての活用)のため、使用料(館費)の設定に制約があり、提示した入札価額では投資回収が困難と判断され、応札者は現れず。(全館)
- ・規模が小さく、賃料のみでは維持管理が困難(札幌、金沢、福岡)

処理方針の検討

○有識者検討会による検討

- ・「留学生30万人の実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会」を開催。
- ・留学生の住環境支援のために国が担うべき役割について、経済性も勘案しつつ留学生交流の場としての活用も含め、国際交流会館等の処理方針を総合的に検討。

具体的な対応方針

○有識者検討会による検討結果を踏まえた文部科学省としての対応方針

- ①東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、(独)日本学生支援機構が引き続き保有し、国際交流の拠点として活用する。
- ②それ以外の4館(札幌、金沢、福岡、大分)については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。
- ③経済性の観点からは、引き続き保有する2館については収支相償を基本とする。売却する4館については、将来の維持管理、修繕及び解体に係る経費を加味し、交渉を進める。

未売却6館の原因分析

【売却できた要因】〈仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一、大阪第二、広島〉

- 建物が単独所有である 〈仙台第一を除く6館〉
- 土地が自己所有である 〈仙台第一、祖師谷、大阪第一、大阪第二〉
- 立地が良い 〈駒場、祖師谷〉
- 近隣大学における宿舎不足問題など売却先との利害が一致 〈全館〉

【売れ残っている要因】〈札幌、東京、金沢、兵庫、福岡、大分〉

- 建物が地元自治体等との合築である 〈札幌、金沢、福岡〉
- 土地が借地である 〈東京を除く5館〉
- 土地に自己所有部分と借地部分があり権利関係が複雑 〈東京〉
- 価格が高い 〈東京、兵庫、大分〉
- 規模が小さく収益が見込めないため、将来的に発生するコストをまかなえない 〈札幌、金沢、福岡〉
- 交通の利便性の問題による入居率の低さ(大学からの距離が遠い、大学までの交通費が高額 など) 〈札幌、大分〉



売れ残っている大きな要因の一つとして価格の問題もある
今後売却価格の引き下げも含め、売却の交渉を進めていく必要がある

処理方針の検討（検討会の設置）

前述の閣議決定等を受け、外部有識者による「[留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会](#)」を文部科学省内に設置。平成26年4月から7月末までに計5回開催し、報告書を取りまとめ。

本検討会における検討の観点

- ①外国人留学生に対する宿舎支援の在り方
- ②外国人留学生と日本人学生等との交流機会提供の在り方
- ③外国人留学生に対する生活支援の在り方
- ④売却の見込みの立っていない独立行政法人日本学生支援機構が保有する国際交流会館等の活用・処理の方向性

構成員（○：主査、50音順）

荒張 健	新日本有限責任監査法人シニアパートナー公認会計士
有川 友子	大阪大学国際教育交流センター長・教授
上野 武	千葉大学キャンパス整備企画室長・教授
太田 篤	公益財団法人留学生支援企業協力推進協会専務理事・事務局長
末松 和子	東北大学教授
関 伊知郎	特定非営利活動法人国際社会貢献センター事務局長
○谷口 吉弘	平安女学院大学副学長・特任教授
友岡 賛	慶應義塾大学国際センター所長・教授
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

報告書のポイント

○行政改革の流れも踏まえつつ、「留学生30万人計画」の実現に向けて、量的にも質的にも我が国全体として外国人留学生の住環境の整備を前進させる必要がある。

○このため、国として、以下のような取組を進める必要がある。

- ・機構が所有する国際交流会館等については、国際交流の拠点として活用する。
特に、**東京・兵庫の会館は、その機能を最大限発揮させ、国として整備すべき国際交流の拠点として活用する。**
- ・外国人留学生と日本人学生等が共に居住し交流する宿舎の整備等、大学等の住環境整備への支援を充実させる。
- ・UR賃貸住宅の活用等、外国人留学生を受け入れるための宿舎が円滑に確保できるような取組を推進する。
- ・外国人留学生に対する経済的支援を充実させる。

国際交流の拠点としての国際交流会館等が果たすべき取組として挙げられた事項

- (ア) 民間に比して低廉な家賃の宿舎提供（特に、都市部における低廉な宿舎の確保）
- (イ) 複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用
- (ウ) 優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用
- (エ) 国際交流会館等を利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築
- (オ) 国際交流会館等に居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用
- (カ) 国際交流会館等を拠点とした就職支援の充実

具体的な対応方針の検討 (1) 留学生交流の場としての活用

「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会 報告書」において、挙げられた「国際交流の拠点として果たすべき取組」6項目に、経済的な観点を加えた各国際交流会館等における実現可能性は以下の通り。

国際交流の拠点としての国際交流会館等が果たすべき取組として挙げられた事項	札幌	東京	金沢	兵庫	福岡	大分
(ア)民間に比して低廉な家賃の宿舍提供 (特に、都市部における低廉な宿舍の確保)	○	○	○	○	○	○
(イ)複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用	○	○	○	○	○	×
(ウ)優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用	○	○	○	○	○	○
(エ)国際交流会館等を利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築	×	○	×	○	×	×
(オ)国際交流会館等に居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用	○	○	○	○	○	○
(カ)国際交流会館等を拠点とした就職支援の充実	×	○	×	○	×	×
上記に加えて、経済的な観点	×	○	×	○	×	○

(○:実現可能、×:実現不可)

具体的な対応方針の検討 (2) 各館の収支の状況(平成25年度)

○事業仕分けによる売却方針の決定以降、会館の存続が不透明であったため、入居者の受け入れを制限。結果として、入居率は低い状態で推移。(ただし入居率100%の会館は、大学との一括契約によるもの。)
○現在の使用料(館費)、管理経費等の水準では、仮に入居率が100%となった場合でも、兵庫及び大分以外は支出超過。

①収入 (単位:千円)

区 分	札幌国際交流会館	東京国際交流会館	金沢国際交流会館	兵庫国際交流会館	福岡国際交流会館	大分国際交流会館
入居費	—	21,738	—	5,074	99	4,170
使用料(館費)	6,801	401,947	13,556	65,682	15,276	46,269
雑収入	179	40,768	235	2,754	202	2,332
計	6,980	464,452	13,792	73,510	15,577	52,771

②支出

固定資産税(一般管理費)	0	109,304	0	13,915	307	0
土地借料(一般管理費)	1,882	200,303	1,683	1,087	4,071	6,447
火災保険料	52	3,515	56	384	46	187
光熱水料	1,211	35,160	778	10,552	1,796	4,814
RA・カウンセラー経費	238	2,592	0	742	334	773
管理運営委託費	20,166	196,420	20,964	43,143	18,613	38,165
修繕費	729	62,624	762	10,863	1,916	1,492
計	24,278	609,918	24,244	80,685	27,083	51,877

③収支(①収入-②支出)

収 支 差	△ 17,298	△ 145,466	△ 10,452	△ 7,175	△ 11,506	894
(参考:100%入居時の収支)	△ 5,972	△ 62,851	△ 10,452	18,964	△ 9,700	33,383

【居室数、平均入居率】

居室数(室)	50	801	49	197	54	204
平均入居率	39.7%	87.0%	100.0%	79.8%	94.8%	62.6%
※H26.6.10現在入居率	100.0%	91.0%	100.0%	65.1%	83.3%	72.9%

(備考)「入居費」は入居の際に支払う費用。「使用料(館費)」は毎月の使用料。「雑収入」は自動販売機、コインランドリー等の売り上げ。施設使用料(ホール等)等。
東京国際交流会館については、併設する国際会議施設(プラザ平成)に係る管理費等は含まない。
小数点以下を四捨五入しているため合計は一致しない。

東京国際交流館の収支改善の方策について

収支改善策

■収入向上策

- ・日本人等比率を40%に引き上げることによる増
現状の日本人・研究者の比率 14%
(現在、日本人・研究者の使用料(館費)は留学生の1.5倍に設定)
約51百万円
- ・入居率を95%に向上させることによる増
(平成26年7月現在の入居率 93%)
(上記に加え)約44百万円
- ・使用料(館費)の値上げによる増
(上記に加え)約17百万円

・B棟2,000円を基本に現状の使用料の額に応じて値上げ

B棟留学生	45,000円	→	47,000円	(2,000円値上げ)
B棟日本人等	67,500円	→	71,000円	(3,500円値上げ)
C棟留学生	65,000円	→	68,000円	(3,000円値上げ)
C棟日本人等	97,500円	→	102,000円	(4,500円値上げ)
D棟留学生	75,000円	→	78,000円	(3,000円値上げ)
D棟日本人等	112,500円	→	118,000円	(5,500円値上げ)

■支出削減策

- ・複数年契約の締結による業務委託費の減
△約8百万円

(・年4%の支出削減)

合計 約120百万円の収支改善

(※)通常2年契約のため、入居費は2年に一度の入れ替えの際に発生するものであるが、入居者の受入れ制限の影響により、1年で退去する者が多くいたためH25は入居費収入が通常より多い。

(単位:千円)

①収入

	【収支改善後】	【H25実績】
入居費	21,551	21,738
使用料(館費)	513,786	401,947
雑収入	40,768	40,768
計	576,105	464,452

②支出

固定資産税(一般管理費)	109,620	109,304
土地借料(一般管理費)	189,811	200,303
火災保険料	3,515	3,515
光熱水料	35,160	35,160
RA・カウンセラー経費	2,592	2,592
管理運営委託費	188,563	196,420
修繕費	38,937	62,624
計	568,198	609,918

③収支(①収入-②支出)

収支差	7,907	△145,466
-----	--------------	----------

【「収支改善後」の数値の考え方について】

- ・雑収入、火災保険料、光熱水料、RA・カウンセラー経費はH25の実績額。
- ・修繕費については、各年度修繕箇所や修繕規模が異なり、年度によりばらつきがあるため第2期中期目標期間(H21~H25)の平均額を採用。(H25比 △24百万円)
- ・固定資産税、土地借料はH26の支払額。
(H25比 固定資産税:0百万円、土地借料△10百万円)

兵庫国際交流会館の収支改善の方策について

収支改善策

■ 収入向上策

- ・積極的な募集活動による入居率の改善 約13百万円

現状の大学への募集及びホームページへの掲載に加え、

- ・近隣大学へ出向いた積極的な働きかけ
- ・大学・民間関係団体への案内資料の設置・配布
- ・現入居者に対する入居募集の周知・友人等の入館勧誘の依頼
- ・会館内で実施する各種催事時での入居募集ポスターの掲示等の実施により平成25年度平均入居率79.8%を90%へ

- ・固定資産税免除(※1)のための单身用の値下げによる収入減 △約4百万円

*現状の单身用の使用料 37,300円 → 35,000円(△2,300円)

■ 支出削減策

- ・複数年契約の締結による業務委託費の減 △約2百万円

(・年4%の支出削減)

- ・单身用の使用料(館費)値下げによる固定資産税の免除による減 △約9百万円

合計 約20百万円の収支改善

(※1)「地方税法」(昭和25年7月法律第226号)、「地方税法施行令」(昭和25年7月政令第245号)、「地方税法施行規則」(昭和29年5月総理府令第23号)により、1人あたりの宿舍費が35,000円以下でかつ1人あたりの床面積が20㎡以下の場合、該当の部分について固定資産税が免除される。

(※2)通常2年契約のため、入居費は2年に一度の入れ替えの際に発生するものであるが、入居者の受入れ制限の影響により、1年で退去する者が多くいたためH25は入居費収入が通常より多い。

(単位:千円)
【収支改善後】 【H25実績】

①収入

	【収支改善後】	【H25実績】
入居費	3,209	5,074
使用料(館費)	76,584	65,682
雑収入	2,754	2,754
計	82,547	73,510

②支出

固定資産税(一般管理費)	4,733	13,915
土地借料(一般管理費)	1,087	1,087
火災保険料	384	384
光熱水料	10,552	10,552
RA・カウンセラー経費	742	742
管理運営委託費	41,417	43,143
修繕費	5,399	10,863
計	64,314	80,685

③収支(①収入-②支出)

収支差	18,234	△7,175
-----	--------	--------

【「収支改善後」の数値の考え方について】

- ・入居費は特殊要因(※2)の解消による減(H25比△2百万円)
- ・雑収入、土地借料、火災保険料、光熱水料、RA・カウンセラー経費はH25の実績額。
- ・修繕費は各年度修繕箇所や修繕規模が異なり、年度によりばらつきがあるため第2期中期目標期間(H21~H25)の平均額を採用。(H25比△5百万円)

売却予定の4館について

平成22年（事業仕分け前）の収支の状況、入居率

（単位：千円）

	札幌国際交流会館	金沢国際交流会館	福岡国際交流会館	大分国際交流会館
収支差	△ 11,593	△ 12,511	△ 13,485	16,639
平均入居率	77.8%	96.4%	96.9%	88.4%

- ・大分国際交流会館を除く3館は事業仕分け以前から赤字ではあったが、福岡国際交流会館以外は現状より入居率がよく、赤字幅も小さい



引き続き売却に向けた努力を進めるとともに、売却先が決定するまでは入居率の低下、赤字拡大を招かないよう留意しつつ運営する

- ・特定大学による全館借り上げ方式などにより入居率の向上を図る など

文部科学省の対応方針（案）

文部科学省として、現存する6館については以下の対応とする。

東京国際交流館、兵庫国際交流会館は機構が引き続き保有し、国際交流の拠点として活用する

- ・民間と比しても低廉な家賃である
 - ・複数の大学等の学生に利用されている
 - ・優秀な国内外の学生がともに居住する拠点として活用が可能
 - ・国際交流会館等を利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織が構築されている
 - ・プラザ平成(東京)や会館内のホールなどの共有スペース(兵庫)にて国際交流会館等に居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての利用が可能
 - ・会館担当の職員や委託業者への業務付加により就職支援が可能
- 東京国際交流館については、入居者の日本人等比率の引き上げ、入居率の向上、使用料(館費)の値上げによる収入向上や、業務委託の複数年契約による支出の削減によって収支の改善が見込まれる。
- 兵庫国際交流会館については、入居率の改善による収入の確保や、業務委託の複数年契約、単身用の使用料(館費)値下げによる固定資産税の免除による支出の削減によって収支の改善が見込まれる。

それ以外の4館（札幌、金沢、福岡、大分）は、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める

いずれの会館も民間と比しても低廉な家賃であり、また優秀な国内外の学生がともに居住する拠点としての活用はできるが、

- ・距離的な要因により複数の大学等の学生による利用が難しい <大分>
- ・国際交流会館等を利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織が構築されておらず<4館>、また規模が小さいため構築も難しい <札幌、金沢、福岡>
- ・共有スペース等がなく、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての利用できない <4館>
- ・会館担当の職員がおらず<4館>、規模も小さく管理業務委託業者の会館担当職員の数も少ないため、委託業務の付加が難しい <札幌、金沢、福岡>

→(独)日本学生支援機構が所有し続けたままでは「国際交流の拠点」としての機能を果たすのは困難

【参考】国際交流会館等一覧

・現在機構が所有する国際交流会館等

[単位:千円]

区分	開設年月	所在地	土地面積 (㎡)	居室数	棟別居室数・ 居室面積・館費	入居率 (平成26 年6月10 日現在)	大学等別 入居者数 (平成26年6月10日現在)	簿価 (平成26年1月 現在)	不動産鑑定評価 額(価格時点:平成 25年12月1日)	備考
札幌国際交流会館	平成12年4月	北海道札幌市豊平区豊平6条6丁目5-35	1,077.92	50室	単身:41室・18.0㎡ 27,600円 夫婦:9室・36.0㎡ 35,500円	100.0	北海道大学50名	573,044	146,475	建物:合築(札幌市) 土地:借地(札幌市)
東京国際交流会館	平成13年7月	東京都江東区青海2-2-1	35,985.72	801室	単身A:330室・20㎡ 35,000(52,500)円 単身B:300室・30㎡ 45,000(67,500)円 夫婦:110室・80㎡ 65,000(97,500)円 家族:56室・100㎡ 75,000(112,500)円 他にゲストルーム5室有	91.0	東京大学174名、政策研究大学院大学73名、武蔵野大学72名、早稲田大学52名、東京海洋大学49名、東京工業大学48名、慶應義塾大学43名 他	33,049,574	26,700,390	建物:自己所有 土地:借地(東京都) 一部自己所有
金沢国際交流会館	平成9年10月	石川県金沢市もりの里1-147	1,240.98	49室	単身:44室・18.9㎡ 22,300円 夫婦:5室・37.8㎡ 29,700円	100.0	金沢大学34名、北陸大学15名	542,519	131,475	建物:合築(石川県) 土地:借地(石川県)
兵庫国際交流会館	平成11年3月	兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8	4,123.59	197室	単身:159室・18.0㎡ 37,300円 夫婦:38室・40.5㎡ 40,500円	65.1	神戸大学65名、関西学院大学19名、流通科学大学7名、神戸YMCA学院専門学校7名、神戸市外国語大学5名 他	2,335,566	765,100	建物:自己所有 土地:借地(兵庫県)
福岡国際交流会館	平成3年4月	福岡県福岡市博多区店屋町4-1	348.92	54室	単身:54室・16.2㎡ 24,700円	83.3	九州大学31名、九州情報大学5名、九州産業大学4名、日本経済大学2名 他	422,186	100,000	建物:合築(福岡市等) 土地:借地(福岡市)
大分国際交流会館	平成13年10月	大分県別府市京町11-8	4,213.36	204室	単身:203室・17.1㎡ 30,000円 身障:1室・28.0㎡	72.9	立命館アジア太平洋大学148名	2,596,009	574,600	建物:自己所有 土地:借地(別府市)

※東京国際交流会館の「棟別居室数・居室面積・館費」欄の括弧内の金額は日本人・研究者の金額(留学生の1.5倍に設定)。

・売却済みの国際交流会館

区分	開設年月	所在地	土地面積 (㎡)	居室数	棟別居室数・ 居室面積	売却額 (千円)	売却先
仙台第一国際交流会館	平成6年4月	宮城県仙台市青葉区 三條町10-15	2,299.34	57室	単身:50室・16.2㎡ 夫婦:7室・32.4㎡	225,419	東北大学
仙台第二国際交流会館	昭和47年7月	宮城県仙台市宮城野 区東仙台6-14-15	3,464.22	79室	本館単身:54室・9.2㎡ 別館単身:18室・18.0㎡ 別館夫婦:7室・36.0㎡	52,040	東北大学
駒場国際交流会館	2号館: 平成7年3月 B・C棟: 昭和40年3月 D棟: 昭和43年10月	東京都目黒区駒場4- 5-29	9,793.78	314室	2号館単身:204室・15.08㎡ B棟単身:55室・9.70㎡ C・D棟単身:55室・8.50㎡	844,136	東京大学
祖師谷国際交流会館	平成元年3月	東京都世田谷区上祖 師谷4-24-1	13,438.37	362室	単身:320室・15.08㎡ 夫婦:32室・40.58㎡ 家族:10室・56.50㎡	4,237,244	上智大学
大阪第一国際交流会館	1号館: 昭和40年4月	大阪府吹田市津雲台 3-3	3,902.87	144室	単身(1):139室・8.1㎡ 単身(2):5室・15.0㎡	662,775	関西大学
	2号館: 昭和42年3月	大阪府吹田市津雲台 3-10-D81	3,865.17	119室	単身:119室・8.1㎡	42,352	大阪大学
大阪第二国際交流会館	平成9年5月	大阪府大阪市北区神 山町1-31	257.84	40室	単身:40室・14.0㎡	172,181	大阪経済大学
広島国際交流会館	平成13年4月	広島県広島市中区広 瀬北町9-3	495.86	41室	単身:36室・14.0㎡ 夫婦:5室・28.0㎡	153,941	広島修道大学

※すべて平成23年度中に売却。

札幌国際交流会館

北海道札幌市豊平区豊平6条6丁目5-05(札幌市営地下鉄東豊線「字園町」駅徒歩1分)



会館全容

単身室



位置図

1. 会館データ

会館の開設年月	平成12年4月(旧(財)内外生センター)(築14年)		
居室数/月額率費	50室(単身:41室(18.0㎡)/27,600円、夫婦9室(36.0㎡)/35,500円)		
構造・階数	SRC造地上11階・地下1階建(1棟)		
入居率	100.0%(平成26年6月10日現在)	延床面積	1,532.77㎡
敷地面積	1,077.92㎡	建面積	934.56㎡
大学等別入居者数 (平成26年6月10日現在)	北海道大学50名		
権利	建物	札幌市等と区分所有	
	土地	有償借用(札幌市)	

資産価値	簿価		売却金額の目安	
	建物(所有)	(H26 1棟) 573,078,516円	建物(所有)	-
	土地(借地)	(H25 借料) 1,881,994円	土地(借地)	-

最低売却価格(H25)	土地:0円、建物(工具器具備品を含む) 139,857,000円 (計139,857,000円)
-------------	--

2. 収入・支出状況(25年度)

①収入 (単位:千円)

区分	金額
入居費	0
使用料(経費)	6,801
雑収入	179
計	6,980

②支出 (単位:千円)

区分	金額
固定資産税(一般管理費)	0
土地借料(一般管理費)	1,882
火災保険料	52
光熱水料	1,211
FA・カウンセラー経費	238
管理運営委託費	20,166
修繕費	729
計	24,278

③収支(①収入-②支出)

区分	金額
収支差	△17,298

(注) 計数は四捨五入の関係で一桁しない。

※参考1 建物区分所有状況

設置者	所有部分	用途	備考
JASSO	1階、6~10階等	居室50室(単身用41室、夫婦用9室)、食堂、洗濯室、事務室等	(地下1階は共用部分、各階に共用部分あり)
札幌市	1~5階、10~11階等	居室50室(単身用39室、夫婦用11室)、食堂、洗濯室、会議室、軽スポーツ室等	

※参考2 都市計画

用途地域	第一種住居地域
法定建ぺい率	60%
法定容積率	200%
高度制限	60m高度地区
防火制限	準防火地域
都市計画の有無	都市計画区域内

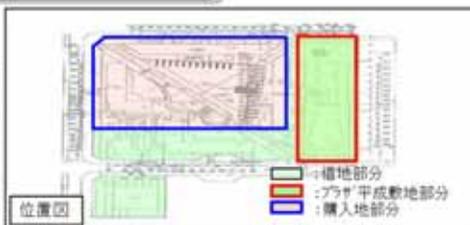
東京国際交流会館

東京都江東区青海2-2-1 国際研究交流大学村内(ゆりかもめ「船の科学館」駅徒歩3分)



会館全容

単身室



位置図

1. 会館データ

会館の開設年月	平成13年7月(旧(財)日本国際教育協会)(築13年)		
居室数/月額率費	801室(うち14室はゲストルーム等のため募集対象外) 〈単身A種留学生:330室(20㎡)/35,000円、単身B種留学生:300室(30㎡)/45,000円、夫婦C種留学生:110室(80㎡)/65,000円、家族D種留学生:56室(100㎡)/75,000円、ゲストルーム:5室(120㎡)〉		
構造・階数	A・B種:SRC造地上14階・地下1階建(2棟)、C種:SRC造地上11階・地下1階建(1棟)、D種:SRC造地上9階・地下1階建(1棟)、777が平成:SRC造地上6階・地下1階建(1棟)、777n/2:RC造地上1階建(1棟)		
入居率	91.0%(平成26年6月10日現在)	延床面積	67,528.06㎡
敷地面積	35,985.72㎡(機構保有:18,085.13㎡) (有償借地:17,900.59㎡)	建面積	11,244.79㎡
大学等別入居者数 (平成26年6月10日現在)	東京大学174名、政策研究大学院大学73名、武蔵野大学72名、早稲田大学52名、東京海洋大学49名、東京工業大学48名、慶應義塾大学43名他		
権利	建物	機構単位所有	
	土地	機構所有及び有償借用(東京都港湾局)	

資産価値	簿価		売却金額の目安	
	建物(所有)	(H26 1棟) 21,509,774,735円	建物(所有)	-
	土地(所有)	6,038,407,880円	土地(所有)	-
	土地(借地)	(H25 借料) 345,826,272円	土地(借地)	-

鑑定評価額(H25)	土地(借地権を含む):17,290,500,000円、建物:409,890,000円 (計17,700,390,000円)
------------	---

2. 収入・支出状況(25年度)

①収入 (単位:千円)

区分	金額
入居費	21,738
使用料(経費)	401,947
雑収入等	40,768
計	464,452

②支出 (単位:千円)

区分	金額
固定資産税(一般管理費)	109,304
土地借料(一般管理費)	200,303
火災保険料	3,515
光熱水料	35,160
FA・カウンセラー経費	2,592
管理運営委託費	196,420
修繕費	62,624
計	609,918

③収支(①収入-②支出)

区分	金額
収支差	△145,466

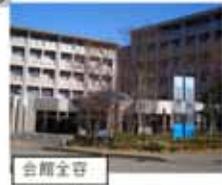
※参考1 都市計画

用途地域	準工業地域
法定建ぺい率	60%
法定容積率	200%
高度制限	なし
防火制限	防火地域
都市計画の有無	都市計画区域内 市街化区域

(注) 計数は四捨五入の関係で一桁しない。
収入・支出については、プラグ平取を除外。

金沢国際交流会館

石川県金沢市モリの里1-147(JR金沢駅からバス30分)



会館全容



単身室



位置図

1. 会館データ

建物	会館の開設年月	平成9年10月(旧(財)内外学生センター)(築17年)		
	居室数/月額家賃	49室<単身:44室(18.9㎡)/22,300円、夫婦:5室(37.8㎡)/29,700円>		
	構造・階数	SRC造地上6階建(1棟)、RC造地上5階建(1棟)、事務所:RC造地上1階建(1棟)		
	入居率	100%(平成26年6月10日現在)	延床面積	1,697.11㎡
	敷地面積	1,240.98㎡	建面積	(含築含む)1,525.72㎡
大学等別入居者数 (平成26年6月10日現在)	金沢大学34名、北陸大学15名			
権利	建物	石川県と区分所有		
	土地	有償借用(石川県)		

資産価値	簿価		売却金額の目安	
	建物(所有)	①+②1末536,980,048円	建物(所有)	-
	土地(借地)	①+②5借料1,683,050円	土地(借地)	-

最低売却価額(①+②) 土地(借地権):7,050,000円、建物(工具器具備品を含む)119,779,000円(計126,829,000円)

2. 収入・支出状況(25年度)

①収入 (単位:千円)

区分	金額
入居費	0
使用料(総費)	13,556
雑収入	235
計	13,792

②支出

区分	金額
固定資産税(一般管理費)	0
土地借料(一般管理費)	1,683
火災保険料	56
光熱水料	778
PA・カウンセラー経費	0
管理運営委託費	20,964
修繕費	762
計	24,243

③収支(①収入-②支出)

区分	金額
収支差	△10,451

(注)計数は四捨五入の関係で一級しない。

※参考1 建物区分所有状況

設置者	所有部分	用途	備考
JASSO	1階、2~3階等	居室49室(単身用44室、夫婦用5室)、食堂、パンリ-、洗濯室、事務室等	(各階に共用部分あり)
石川県	1階、4~6階等	居室59室(単身用51室、夫婦用8室)、食堂、パンリ-、洗濯室、交流ケヅ、研修室等	

※参考2 都市計画

用途地域	近隣商業地域
法定建ぺい率	80%
法定容積率	300%
高度制限	なし
防火制限	なし
都市計画の有無	都市計画区域内

兵庫国際交流会館

兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8(JR灘駅から徒歩5分)



会館全容



単身室



位置図

1. 会館データ

建物	会館の開設年月	平成11年3月(旧(財)日本国際教育協会)(築15年)		
	居室数/月額家賃	197室<単身:159室(18.0㎡)/37,300円、夫婦:38室(40.5㎡)/40,500円>		
	構造・階数	SRC造地上9階建(2棟)、管理棟:SRC造地上4階建(1棟)		
	入居率	65.1%(平成26年6月10日現在)	延床面積	10,371.89㎡
	敷地面積	4,123.59㎡	建面積	2,048.60㎡
大学等別入居者数 (平成26年6月10日現在)	神戸大学65名、関西学院大学19名、流通科学大学7名、神戸YMCA学院専門学校7名、神戸市外国語大学5名他			
権利	建物	機構単独所有		
	土地	有償借用(兵庫県)		

資産価値	簿価		売却金額の目安	
	建物(所有)	①+②1末2,321,895,554円	建物(所有)	-
	土地(借地)	①+②5借料1,086,500円	土地(借地)	-

鑑定評価額(①+②) 土地(借地権):40,600,000円、建物724,500,000円(計765,100,000円)

2. 収入・支出状況(25年度)

①収入 (単位:千円)

区分	金額
入居費	5,074
使用料(総費)	65,682
雑収入	2,754
計	73,510

②支出

区分	金額
固定資産税(一般管理費)	13,915
土地借料(一般管理費)	1,087
火災保険料	384
光熱水料	10,552
PA・カウンセラー経費	742
管理運営委託費	43,143
修繕費	10,863
計	80,686

③収支(①収入-②支出)

区分	金額
収支差	△7,176

(注)計数は四捨五入の関係で一級しない。

※参考1 都市計画

用途地域	第二種住居地域
法定建ぺい率	60%
法定容積率	300%
高度制限	第5種高度地区
防火制限	準防火地域
都市計画の有無	都市計画区域内

福岡国際交流会館

福岡県福岡市博多区店屋町4-1 (JR博多駅から徒歩15分)



会館全容



単身室



位置図

1. 会館データ

建物	会館の開設年月	平成3年4月 (旧(財)内外学生センター) (第23年)		
	居室数/月額家賃	54室<単身:54室(16.2㎡)/24,700円>		
	構造・階数	SRC造地上9階・地下1階建(1棟)		
	入居率	83.3% (平成26年6月10日現在)	延床面積	1,723.42㎡
	敷地面積	348.92㎡	建面積	963.39㎡
大学等別入居者数 (平成26年6月10日現在)	九州大学31名、九州情報大学5名、九州産業大学4名、日本経済大学2名他			
権利	建物	福岡市等と区分所有		
	土地	有償借用地(福岡市)		

資産価値	簿 価		売却金額の目安	
	建物(所有)	(H26.1末)24,798,172円	建物(所有)	-
	土地(借地)	(H25借料)4,070,849円	土地(借地)	-

最低売却価額(H25) 土地(借地)：5,500,000円、建物(工具器具備品を含む)：90,200,000円 (計95,700,000円)

2. 収入・支出状況(25年度)

①収入 (単位:千円)

区 分	金 額
入居費	99
使用料(館費)	15,726
雑収入	202
計	15,577

②支出

区 分	金 額
固定資産税(一般管理費)	307
土地借料(一般管理費)	4,071
火災保険料	46
光熱水料	1,796
RA・カウンセラー経費	394
管理運営委託費	18,813
修繕費	1,916
計	27,083

③収支(①収入-②支出)

区 分	金 額
収 支 差	△11,506

(注) 計数は四捨五入の関係で一銭ない。

※参考1 建物区分所有状況

設置者	所有部分	用 途	備 考
JASSO	地下1階、1階、6～9階	居室54室(単身用のみ)、調理室、食事室、事務室、会議室、給湯室、駐輪場等	(各階に共用部分あり)
福岡市	4～5階	大・小会議室、和室、談話室、居室5室(夫婦用のみ)等	
福岡県	1階	清泉警察官連絡所	
福岡市住宅供給公社	地下1階、1～3階	市営住宅センター、事務室(総務課・事業調整課・役員室)、福岡市立病院機構、駐車場等	

※参考2 都市計画

用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%
法定容積率	500%
高度制限	なし
防火制限	準防火地域
都市計画の有無	都市計画区域内

大分国際交流会館

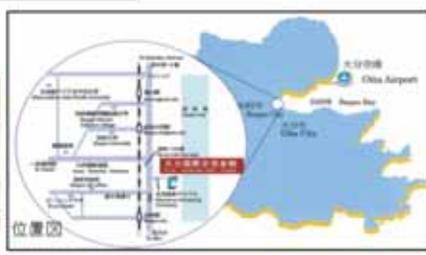
大分県別府市京町11-8 (JR別府駅から徒歩10分)



会館全容



単身室



位置図

1. 会館データ

建物	会館の開設年月	平成13年10月 (旧(財)内外学生センター) (第13年)		
	居室数/月額家賃	204室<単身:203室(17.1㎡)/30,000円、身障:1室(28.0㎡)/30,000円>		
	構造・階数	SRC造地上9階建(1棟)		
	入居率	72.9% (平成26年6月10日現在)	延床面積	8,115.89㎡
	敷地面積	4,213.36㎡	建面積	1,706.31㎡
大学等別入居者数 (平成26年6月10日現在)	立命館アジア太平洋大学148名			
権利	建物	機構単独所有		
	土地	有償借用地(別府市)		

資産価値	簿 価		売却金額の目安	
	建物(所有)	(H26.1末)2,612,250,765円	建物(所有)	-
	土地(借地)	(H25借料)6,447,000円	土地(借地)	-

最低売却価額(H25) 土地:14,950,000円、建物(工具器具備品を含む)：534,611,000円 (計549,561,000円)

2. 収入・支出状況(25年度)

①収入 (単位:千円)

区 分	金 額
入居費	4,170
使用料(館費)	46,269
雑収入	2,332
計	52,771

②支出

区 分	金 額
固定資産税(一般管理費)	0
土地借料(一般管理費)	6,447
火災保険料	167
光熱水料	4,814
RA・カウンセラー経費	773
管理運営委託費	38,165
修繕費	1,492
計	51,878

③収支(①収入-②支出)

区 分	金 額
収 支 差	893

(注) 計数は四捨五入の関係で一銭ない。

※参考1 都市計画

用途地域	商業地域
法定建ぺい率	80%
法定容積率	500%
高度制限	なし
防火制限	準防火地域
都市計画の有無	都市計画区域内

留学生 30 万人計画の実現に向けた
留学生の住環境支援の在り方に関する検討会
報告書

平成 26 年 7 月 31 日

目次

1. はじめに	1
2. 外国人留学生の住環境整備の必要性等	2
3. 外国人留学生の宿舎の現状等	3
(1) 外国人留学生の宿舎の現状等	3
(2) 行政改革の流れと留学生政策に係る国の方針	3
4. 外国人留学生の住環境を整備するための今後の支援の在り方	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 具体的取組	6
5. おわりに	8
(参 考)	9
留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会について	9
留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会 構成員	10
留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会 開催実績	11

1. はじめに

外国人留学生の受入れは、各国の人材育成への貢献のみならず、我が国の学生等の異文化理解の増進や学生や教員等の相互交流等が図られ、我が国の学生等の学修環境の充実や我が国の大学等の国際化等に大きく貢献するものである。また、日本文化の理解促進や国際関係の改善、ひいては、我が国の持続的な発展に資するなど国益につながる多様な意義を有するものであり、国を挙げて取り組むべき重要事項である。

特に、今後、少子化が更に進展する社会を迎える中で、我が国の発展を支えるためにも、我が国の若者や女性の社会進出を更に加速させていくことと併せて、高度外国人材を確保していく必要がある、ますます、優秀な外国人留学生を確保する必要性が高まっている。

このため、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」及び「第 2 期教育振興基本計画」において、平成 32 年までに受け入れる外国人留学生を 30 万人に倍増すること（「留学生 30 万人計画の実現」）を目指すことが明記された¹。

一方、現状としては、我が国の大学等で学ぶ外国人留学生は 13 万 5,519 人²であり、平成 32 年までに倍増しなければならない「待ったなし」の状況にある。

「留学生 30 万人計画」を実現するためには多くの課題があるが、その中でも、外国の学生等が日本留学を決める上で最も重要な要素の一つである宿舎等の住環境については、量的にも質的にも対応が遅れているのが現状である。

外国人留学生の住環境整備に関しては、前政権下において実施された平成 22 年の行政刷新会議による事業仕分けを受けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が所有する国際交流会館等について、現在までに 7 会館³が大学に売却されてきた経緯もある。

こうした状況を踏まえ、本検討会においては、「留学生 30 万人計画」を実現するため、国として積極的な留学生受入れ政策の展開が求められている中、大学等の宿舎整備・運用等の住環境整備への支援の在り方や機構が所有する国際交流会館等（以下「国際交流会館等」という。）の活用方針等、今後の外国人留学生受入れのための住環境整備の在り方について提言するものである。

¹ 「留学生 30 万人計画」は平成 20 年 1 月 18 日の第 169 回国会における福田内閣総理大臣の施政方針演説において発表された。

² 「平成 25 年度外国人留学生在籍状況調査」（独立行政法人日本学生支援機構）による平成 25 年 5 月 1 日現在の我が国の大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する外国人留学生数。

³ 仙台第一国際交流会館、仙台第二国際交流会館、駒場国際交流会館、祖師谷国際交流会館、大阪第一国際交流会館、大阪第二国際交流会館、広島国際交流会館

2. 外国人留学生の住環境整備の必要性等

外国人留学生にとって、留学先での住環境は、留学先を決めるに当たって最も重要な要素の一つである。我が国における安全・安心の確保、宿舎整備、我が国における生活支援等、外国人留学生の住環境を整備することは、我が国における学修や生活を充実したものにする上で必要な取組であり、世界の人材獲得競争が激化する中、より多くの優秀な外国人留学生を確保するために必要不可欠である。

また、我が国にとっても、外国人留学生の住環境の整備等を通じて、我が国において多くの優秀な外国人留学生が生活をするようになることによって、単に日本語を話すことができる人材が増えることにとどまらず、我が国の文化や習慣等の理解し、知日派、親日派となる人材を育成することが可能となり、我が国の世界におけるプレゼンスや国力を向上させる上で極めて重要な役割を担っている。

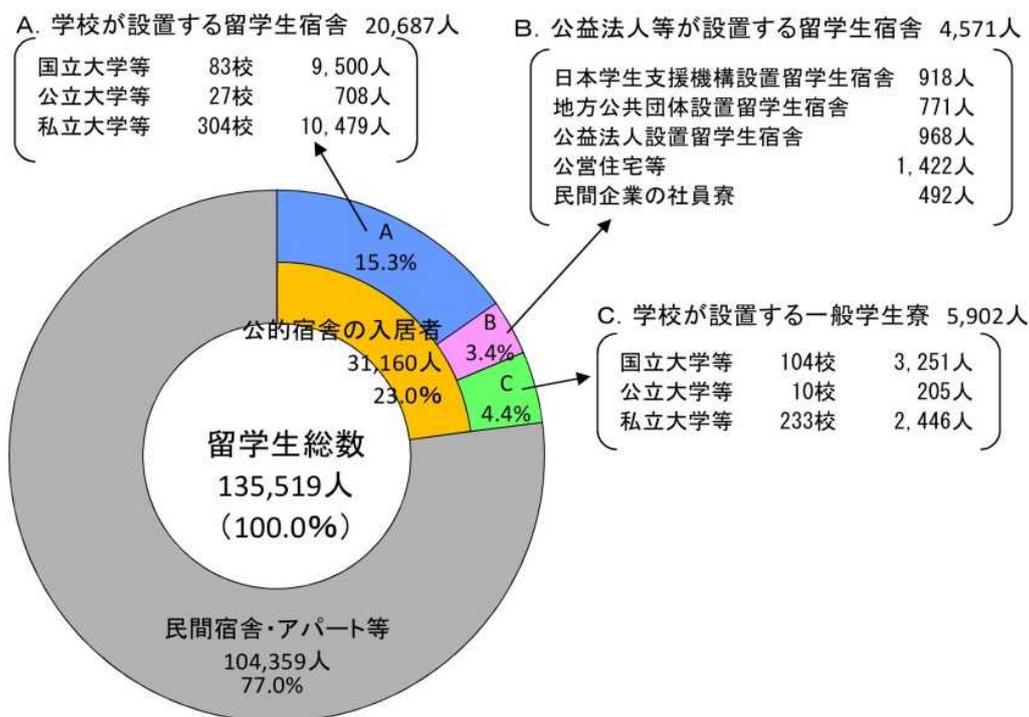
なお、外国人留学生の住環境を整備するに当たっては、外国人留学生と我が国の学生等や地域住民とが交流する機会を創出することが重要である。これによって、上記の効果を更に高めることが可能となるとともに、我が国の学生等の留学機運の向上や外国人留学生の地元企業への就職、地域の国際化といった我が国の国際化を進展させることができる。さらには、我が国において高度外国人材を確保することにもつながるものである。

このように、上記のような外国人留学生の住環境整備は、外国人留学生だけでなく、我が国にとっても極めて効果の高い取組である。今後、深刻な少子化時代を迎える我が国にとって鍵を握る最重要課題の一つである。

3. 外国人留学生の宿舍の現状等

(1) 外国人留学生の宿舍の現状等

現在、我が国に留学している外国人留学生約 14 万人のうち約 4 分の 1 (23.0%) が公的宿舍に入居しており、約 4 分の 3 (77.0%) が民間宿舍・アパート等に入居している。



図：留学生宿舍の状況（平成 25 年 5 月 1 日現在）

出典：平成 25 年度外国人留学生在籍状況調査結果（独立行政法人日本学生支援機構）

民間宿舍・アパート等に入居している外国人留学生のうち、大学宿舍への入居を希望した者は 33.3%である。また、入居を希望していない外国人留学生についても、36.5%の者が「大学宿舍がない」ため、そもそも希望すらできない状況にある⁴。

このため、現状としては、多くの外国人留学生にとって、留学後、宿舍等を探すことが大変である状況⁵にあり、大学からも、受入れ留学生を増やすために国に主に要望したいこととして、「外国人留学生のための宿舍整備のための予算措置」⁶が挙げられている。

(2) 行政改革の流れと留学生政策に係る国の方針

従来、外国人留学生を受け入れるための宿舍の整備については、大学における整備を促進させ、また、その質を向上させる観点から、国が公益法人と協力してけん引してきた。とりわけ、現在、国際交流会館等については、機構の前身である財団法人日本国際教育協会、

⁴ 出典：「留学生への宿舍支援状況調査」（平成 22 年，文部科学省）

⁵ 出典：「平成 23 年度 私費外国人留学生生活実態調査」（平成 24 年 10 月，独立行政法人日本学生支援機構）

⁶ 出典：『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』フォローアップ調査結果」（平成 25 年 11 月 1 日一般社団法人国立大学協会調べ）

財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会等が国の施策に呼応して整備を進めてきた。

これらの国際交流会館等は、大学等や地域によっては確保することができない低廉な宿舎を提供する役割等を果たしてきた。

一方、平成 22 年の行政刷新会議による事業仕分けにおいて、機構の「国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営事業」については「事業の廃止」とされ、その後、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度末までに廃止する。」とされた。これを受け、機構においては、当時所有していた 13 の国際交流会館等のうち、平成 23 年度までに 7 会館を売却してきたところである。

その後、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。」とされた。これを受けて、同年、文部科学省において開催された「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」においては、「国際交流会館等については引き続き売却をめざす。ただし、留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たすにふさわしい条件を備えた施設があれば、「中核的な留学生交流の場」としての再構築も視野に入れるべきである。」という新たな視点での指摘がなされた。

その後、政権交代後に閣議決定された「平成 25 年度予算編成の基本的方針」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）においては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、（中略）独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。」とされた。

これを受け、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る」とされたところである。

こうした行政改革の流れと並行して、留学生政策に係る国の方針としては、教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について（第 3 次提言）」（平成 25 年 5 月 28 日閣議了解）において、「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ拡大のため、国、大学等は、（中略）宿舎整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業への就職支援を充実・強化する。（後略）」旨、提言がなされた。また、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、平成 32 年に「留学生 30 万人計画」の実現を目指し、戦略的に優秀な外国人留学生の確保を推進することとされた。

さらには、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においては、「留学生 30 万人計画」の実現に向けて、外国人留学生を受け入れる宿舎整備の重要性に鑑み、「留学生 30 万人計画の実現に向け、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生を確保するため、国内外の学生が交流する宿舎・交流スペース等の整備の支援を行うとともに、国内外の学生が交流する機会等の創出、（中略）等の受入れ環境の支援を強化する。」と明記されたところである。

4. 外国人留学生の住環境を整備するための今後の支援の在り方

（1）基本的な考え方

はじめに、外国人留学生の住環境を整備するための今後の支援の在り方を整理するに当たっては、宿舎運営に係る経済的効率性だけを考慮するのではなく、「2. 外国人留学生の住環境整備の必要性等」に記載した、外国人留学生の住環境整備がもたらす公益的な価値を考慮する必要がある。

また、「3.（1）外国人留学生の宿舎の現状」を踏まえると、「留学生 30 万人計画」を実現するためには、全体として相当数の宿舎を整備する必要があり、外国人留学生を受け入れる大学等だけでなく、公的な宿舎を含め、その数を確保しなければならない現実を直視しなければならない。

前述の行政改革の流れがあるとはいえ、我が国全体の外国人留学生を受け入れるための宿舎が減少するといった、外国人留学生の住環境の整備を後退させることのないようにしなければならない。むしろ、外国人留学生の住環境に係る現状や整備の必要性、これらを踏まえた留学生政策に係る国の方針を踏まえ、「留学生 30 万人計画」の実現に向けて、量的にも質的にも我が国全体として外国人留学生の住環境の整備を前進させる必要がある。

こうした中、実際に外国人留学生を受け入れる大学等としては、「留学生 30 万人計画」の実現に向けて外国人留学生を受け入れる宿舎を量的に確保するための住環境整備の取組が必要である。

国としては、国を挙げて「留学生 30 万人計画」の実現に向け取り組んでいる中、外国人留学生にとって我が国への留学が魅力あるものとなるよう、国として外国人留学生を受け入れるための宿舎機能を有する国際交流の拠点を構築し、国がその実現に向けた姿勢を国内外に示すとともに、大学等の個々の住環境整備の取組をけん引する役割を果たしていかなければならない。

また、外国人留学生を受け入れるための宿舎を整備するに当たっては、我が国での生活が魅力あるものとなるよう、宿舎数だけでなく、その運用についても工夫をする必要がある。

(2) 具体的取組

こうした基本的考え方を踏まえた上で、今後、「留学生 30 万人計画」実現に向けた外国人留学生の受入れのための住環境を整備するため、国として以下の具体的な取組が必要である。

① 大学等の宿舎整備・運用等の住環境整備への支援

大学等において、外国人留学生を受け入れるための宿舎の量的な確保を進めるに当たっては、国による支援とともに、PFI⁷による宿舎整備、民間の施設を活用した宿舎の確保といった多様な方法を駆使する必要がある。

また、その運営についても単なる宿泊施設ではなく、教育の場として、我が国の学生等と交流する機会、地域住民等と交流する機会を充実させ、真の意味での知日派、親日派になる外国人留学生を増やしていかなければならない。このため、国としては以下のような取組を進める必要がある。

(ア) 国費による補助を活用した国内外の学生が交流する宿舎・交流スペース等の整備

(イ) 大学等の民間アパート等の借り上げによる宿舎確保に対する支援（短期留学プログラムに対応した宿舎の確保を含む。）

(ウ) 長期借入金の活用や PFI 等の多様な方法による宿舎整備に関する指導助言

(エ) 大学等と民間の宿舎等とが連携した宿舎整備に関する指導助言

(オ) 外国人留学生が民間の宿舎に入居する際の入居手続の負担の軽減に係る指導助言（火災、事故等による損害賠償、連帯保証人の負担軽減等の留学生住宅総合補償の充実）

(カ) 大学等の宿舎の「インターナショナルハウス」化の促進（我が国の学生と外国人留学生とが共に居住し、相互に異なる文化に直（じか）に触れながら生活するとともに、共同の学修プログラム等を実施する宿舎整備の促進）

(キ) 宿舎に居住する外国人留学生と地域との交流の促進

② 国際交流会館等の活用

国において、外国人留学生を受け入れるための宿舎機能を有する国際交流の拠点を構築するに当たっては、国際交流会館等を十分に活用する必要がある。行政改革において指摘のあった経済性については、売却できない一方で、その活用を停止することによって生じる経済的な損失を考慮するとともに、国際交流会館等が有する公益的価値の損失を考慮する必要がある。このため、経済性、公益性の双方の観点から、国際交流会館等の運営改善を図りつつ、以下に掲げるような取組を進め、その名のとおり「国際交流」の拠点としての機能を最大限発揮させ、活用していくことが求められる。特に、東京国際交流館と兵庫国際交流会館については、その機能を存分に生かし、国として整備すべき国際交流の拠点として活用すべきである。

(ア) 民間に比して低廉な家賃の宿舎提供（特に、都市部における低廉な宿舎の確保）

(イ) 複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用

(ウ) 優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用

⁷ PFI : Private Finance Initiative : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

- (エ)国際交流会館等を利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築
- (オ)国際交流会館等に居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用
- (カ)国際交流会館等を拠点とした就職支援の充実

③ その他の宿舎の確保

前述のほか、国としては、量的な宿舎の確保のため、独立行政法人都市再生機構が設置するUR賃貸住宅⁸の活用をはじめ、大学等にとっても、外国人留学生にとっても宿舎が円滑に確保できるよう取組を進める必要がある。

(ア)UR賃貸住宅の活用

(イ)他の大学、企業等有する宿舎の利用⁹に関する情報提供

④ 外国人留学生に対する経済的支援

機構や大学等において低廉な宿舎を提供することに努める一方で、すべての外国人留学生がこうした宿舎に入居できるものではない。このため、国としては、国費外国人留学生制度をはじめとする外国人留学生に対する経済的支援も併せて充実させていく必要がある。

⁸ UR賃貸住宅：旧住宅・都市整備公団の賃貸住宅（公団住宅）

⁹ 公益財団法人留学生支援企業協力推進協会においては、日本企業に呼びかけ、留学生に対する支援活動のひとつとして、留学生を企業の社員寮に社員と同一条件で受入れる「社員寮への留学生受入れプログラム」を実施している。

5. おわりに

外国人留学生の受入れについては、米国をはじめ諸外国は、国力の源として、従来受入れ政策に注力してきた。近年は、各国において、その国の成長を維持・発展させる観点から、人材獲得競争が過熱している。特に、成長著しい中国や韓国では、それぞれ、平成 32 年までに外国人留学生を 50 万人、20 万人の受入れを目標とし、大学改革を含め、積極的に外国人留学生の受入れに取り組んでいる。

こうした中、待っているだけで、優秀な外国人留学生が我が国に学びに来るという時代は既に終焉（しゅうえん）を迎えた。いまこそ、打って出る取組が必要であり、高度人材の卵たる外国人留学生を積極的に受け入れ、迎えた外国人留学生の力を我が国として生かしていく必要がある。

そのための住環境整備がどうあるべきか。まずは、「留学生 30 万人計画」を実現するためには、外国人留学生を受け入れるための公的な宿舎が圧倒的に足りない状況にあることを認識しなければならない。経済性といった行政改革で指摘されている事項を考慮しつつも、外国人留学生の受入れのための住環境を整備することの公益性、必要性を国として十分に認識する必要がある。

このため、住環境整備に係るハード面、ソフト面の双方を視野に入れ、関係省庁や大学等、企業等とも連携しながら多様な方法で取り組んでいかなければならない。単に現存する国際交流館等を活用するだけでなく、場合によっては、新たな国際交流会館等を設置することも視野に入れる必要があるだろう。

「留学生 30 万人計画」を実現しなければならない平成 32 年まで、残された時間はわずかである。世界各国から外国人が我が国を訪れる東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた我が国の将来を見据え、「留学生 30 万人計画」を実現するのであれば、危機感をもって、国を挙げて叡智（えいち）を結集し、柔軟かつ果断に施策を展開することが求められる。

なお、今回は、外国人留学生のための住環境整備についてのみ検討したが、「留学生 30 万人計画」の実現のためには、大学改革等における国際化の取組によって、我が国の大学の質の向上を図るとともに、日本留学の機運醸成を図りつつ、日本留学に関心を持つ学生等を見つけ出し、入学させる「入り口」から、卒業後の就職支援といった「出口」まで一貫した取組を関係省庁や地方公共団体、企業等が有機的に連携させて実行していかなければならないことは言うまでもない。

(参 考)

留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会 について

平成 26 年 3 月 31 日
高等教育局長決定

1. 趣 旨

外国人留学生が我が国の文化や慣習等について理解を深め、知日派として将来の我が国の成長に貢献できるようにするとともに、外国人留学生と日本人学生等の交流による内なる国際化を図るため、外国人留学生に対する宿舎支援、外国人留学生と日本人学生等との交流の機会の提供及び外国人留学生の生活支援の在り方等について検討を行う。

2. 検討事項

- ① 外国人留学生に対する宿舎支援の在り方
- ② 外国人留学生と日本人学生等との交流機会提供の在り方
- ③ 外国人留学生に対する生活支援の在り方
- ④ 売却の見込みの立っていない独立行政法人日本学生支援機構が保有する国際交流会館等の活用・処理の方向性
- ⑤ その他

3. 実施方法

- ① 検討会は、別紙に定める有識者により構成する。
- ② 検討会に主査を置き、委員の互選により選任する。
- ③ 検討会の運営に関する事項及びその他必要な事項は、検討会において定める。

4. 設置期間

平成 26 年 4 月 7 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

5. 庶 務

会議に関する庶務は、高等教育局学生・留学生課において処理する。

留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会
構成員

(平成 26 年 7 月 31 日 現在)

荒張 健	新日本有限責任監査法人シニアパートナー公認会計士
有川 友子	大阪大学国際教育交流センター長・教授
上野 武	千葉大学キャンパス整備企画室長・教授
太田 篤	公益財団法人留学生支援企業協力推進協会専務理事・事務局長
末松 和子	東北大学教授
関 伊知郎	特定非営利活動法人国際社会貢献センター事務局長
○谷口 吉弘	平安女学院大学副学長・特任教授
友岡 賛	慶應義塾大学国際センター所長・教授
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

(○：主査、50 音順)

留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会 開催実績

<第 1 回>

日時：平成 26 年 4 月 17 日（木）17：00～19：00

議題：

- 会議の運営について
- 留学生の住環境支援の在り方について

<第 2 回>

日時：平成 26 年 4 月 24 日（木）10：00～12：00

議題：

- 有識者からのヒアリング
- 留学生の住環境支援の在り方について

<第 3 回>

日時：平成 26 年 5 月 20 日（火）13：00～15：00

議題：

- 留学生の住環境支援の在り方について（議論のまとめ）

<第 4 回>

日時：平成 26 年 6 月 17 日（火）15：00～17：00

議題：

- 有識者からのヒアリング
- 留学生の住環境支援の在り方について（議論のまとめ）

<第 5 回>

日時：平成 26 年 7 月 25 日（金）13：00～15：00

議題：

- 留学生の住環境支援の在り方について（報告書（案）の検討）